

学校給食会加工委託工場を活用した
災害時における食糧品の
供給に関する協定書

令和7年12月18日

彦 根 市

滋賀県学校給食協同組合

学校給食会加工委託工場を活用した

災害時における食糧品の供給に関する協定書

彦根市（以下「甲」という。）と滋賀県学校給食協同組合（以下「乙」という。）は、彦根市内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）における食糧品の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、彦根市域における、大規模災害時において、被災者等に対して救援物資等を提供、支援することを目的とし、甲が乙に対し、パン等の食糧品（以下「食糧品」という。）の供給を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、大規模災害時において食糧品を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、食糧品の供給を要請することができる。

2 甲は、乙に対して書面をもって要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話またはその他の方法により要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

3 甲および乙は、大規模災害時における食糧品の供給を円滑に実施するため、それぞれが連絡責任者を定めるものとする。

（食糧品の範囲）

第3条 甲が乙に対して供給を要請する食糧品は次の各号に掲げるもののうち、乙が学校給食会加工委託工場を活用して、調達、加工、製造が可能な食糧品とし、彦根市内の学校給食用のパン・米飯の規格に準じた配合とする。

（1）パン

（2）米飯

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときには、その要請を実施するための措置を講じるとともに、その措置の状況を書面により甲に提出するものとする。

(梱包・運搬および引き渡し)

第5条 乙が行う食糧品の梱包は、彦根市内の学校給食用パン・米飯の納品に準じたものとする。また、甲は、提供された梱包容器の返却を行うものとするが、返却不要なものについては、甲で処分するものとする。

2 食糧品の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、引き渡し場所までの運搬は、原則として、乙が指定する者が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

3 甲は、引き渡し場所に甲の指名する者を派遣し、要請の食糧品を確認の上、引き渡しを受けるものとする。

(費用)

第6条 第3条の規定による食糧品の対価および加工、梱包、運搬の費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲、乙が協議して決定するものとする。

(報告)

第7条 乙は、第5条の規定に基づき、食糧品の引き渡しを行ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した報告書をもって、甲に報告を行うものとする。

- (1) 納品場所
- (2) 引き渡した食糧品の種類と数量
- (3) その他必要な事項

(費用の支払い)

第8条 第6条の規定による費用は、乙からの報告書の提出に基づき、甲が完了検査を終了した後、乙の発行する請求書を受領し、速やかに乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲および乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を一切他に漏洩してはならない。

(疑義の協議)

第10条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期限は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。ただし、期間満了の日(3月31日)の30日前までに、甲、乙いずれからも本協定を解除する旨の申し出がない場合には、さらに、1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年12月18日

甲 滋賀県彦根市元町4番2号
彦根市
市長 田島一成

乙 滋賀県甲賀市水口町宇川1437番地2
滋賀県学校給食協同組合
代表理事 辻井孝裕